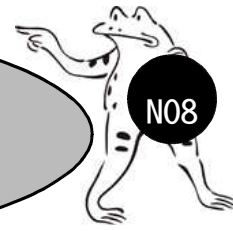


「その支出、ちよつとまったあ！」

すきでんぬきほ

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団 通信

2023.1.12



連絡先：大阪市中央区内淡路町1-3-11-402 ☎ 06-7777-4935

靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

— 第8回口頭弁論報告 —

1月7日午前11時半、京都地裁101号法廷において京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第8回口頭弁論が開かれた。

裁判長は他の2名の裁判官とともに法廷に入ってくるなり「お待たせしました。裁判所の構成が変わりました。私は裁判長の植田智彦と申します。」と挨拶した。私はこれまでの数多い裁判の傍聴の中で、裁判官から「お待たせしました」とか裁判官が自ら名乗るのを聞いたのは初めてだ。今回の植田裁判長は、傍聴席からも言葉がはっきりと聞き取れ、油断は禁物であるが、好感が持てた（少なくとも、前任の「いかにも司法官僚然とした」（原告Kさんの弁）“氷の魔女”（中島晃弁護士さんの弁）増森裁判長とは大違い）。

今回の弁論では、まず、裁判所の構成の変更（裁判長の交替）に伴う弁論の更新手続きとして、原告側から加島弁護団長がこれまで原告側が行ってきた主張・立証のあらましについて口頭で述べた。（2～3ページ掲載）

次に、今回提出した準備書面6について、担当した諸富弁護士がその要旨を口頭で陳述した。準備書面6は、東北大学の佐々木弘通教授（憲法学）の論文に基づき「天皇の宗教と憲法の政教分離原則」という新たな視点から論じたもの。日本国憲法が制定された歴史的な脈から、国家機関たる天皇の関わる公的領域では非宗教性を徹底する一方、天皇の私的領域に皇室祭祀を全面的に委ねるべきとした。天皇の宗教行為は、国家機構の外側にあつて宗教的色彩を帯びる社会の現実と国家が接触する場面とは異なるので「目的効果基準」を適用することはできず、また、天皇の私的領域に限られているので、国家や地方自治体は一切関わることは許されず、そこには被告のいう「社会的儀礼」という議論が成り立つ余地もないという内容（詳細については3～5ページ掲載の準備書面6要旨のとおり）。

今回の弁論までで、原告側からの書証による主張・立証は一応ひととおり終り、次の段階として今後さらに人証による立証に入れるかどうかというところにきている。原告側からは、学者証人として、高木博志さんと佐々木弘通さん、また原告本人についても人証申請を予定しており、次回弁論のときに裁判所はその採否を決定する。

傍聴は大きな力になります。ぜひとも次回口頭弁論へのみなさんの結集をお願いします。

次回第9回口頭弁論は2023年1月31日（火）10：30開廷（京都地裁）

[第8回口頭弁論後報告集会報告]

口頭弁論終了後、弁護士会館で報告集会が開かれた。

集会では、今回の口頭弁論で原告準備書面6を担当した諸富弁護士から、準備書面6についての説明があ

り、諸富弁護士は、新しい裁判長にこの準備書面の新たな切り口からの論点に関心を持っていただきたいと述べた。

また、今回も口頭弁論終了後、進行協議があり、加島弁護士から次のとおり報告があった。

裁判所が決定したこととして、被告はこの原告らの準備書面6に対する反論を12月28日までに提出、また原告らは来年の1月17日までに人証（証人尋問）の申請、そして、被告は次回期日までにその人証の申請に対する意見を検討すること。そして、裁判所は次回の期日では、人証の採否の結論について腹をくくって来るだろうが、みなさんの傍聴席からの後押しで不採用を採用にひっくり返すこともできるかもしれないので、ぜひ傍聴にたくさん集まっていたきたい。

以上

高橋 靖（事務局）

一 弁論更新（要旨陳述） 一

原告ら訴訟代理人 弁護士 加島 宏

1 本件訴状において原告らは、現天皇が行った2019年の大嘗祭に際し、いずれも公務として、京都府知事らが京都府南丹市での主基田抜穂の儀に参列し、京都府東京事務所長が皇居での新穀献納の儀に参列し、及び京都府知事が皇居での悠紀田供饌の儀及び主基田供饌の儀や大饗の儀に参列し、それらの経費が公金で賄われたことは、政教分離原則に反して違憲であるとし、支出を命じた京都府知事がその損害を回復する措置をとるよう請求しています。

2 準備書面1と2において、原告らは、これらの儀式がまぎれもない神道儀式であることを明らかにしました。

3 続く準備書面3では、大嘗祭の歴史的変遷を述べました。

大嘗祭は、7世紀後半の天武朝に始まったもので、皇位継承に際して新天皇が行う宮中祭祀です。その内容は、新穀を天照大神に供え、自身もそれを食する神饌供進と共食儀礼を中心とする祭祀であり、それによって天照大神の神威を享受するものとされてきました。

とはいうものの、国土を現実に統治していた幕府からも、また民衆からも縁遠い、宮中で行われた儀式で、200年以上も途切れた時期すらありました。

王政復古をスローガンとしたいわば「明治革命」を境に、大嘗祭は大きく性格を変えます。すなわち、今から約160年前、幕府を倒して成立した下級武士による革命政府は、新しい国家の「基軸」として天皇を位置づけ、国民統合に利用する政策をとります。そして、その権威付けのために、神祇官であった国学者の福羽美静（ふくばびせい）福羽美静らに命じて、唐風を廃し、府県知事を参列させ、全国民を祝賀に巻き込むことに代表される一大イベントとして新大嘗祭を立案させ、これを実行しました。明治以降の大嘗祭は、このようにして、新たに誕生した国民国家によって「近代に創られた伝統」に他なりません。

4 以上の主張とこれを証明する書証に基づき、続く準備書面4と5で詳細に、本件各参列と各支出が政教分離原則に反し、違憲であるとする根拠を主張しました。

両書面での主張の核心部分だけを申し上げます。

- (1) 大嘗祭が天皇家の行う神道の「宗教儀式」であることは明らかです。政府もその事実を認めざるを得ませんでした。しかし政府は、大嘗祭には公的性格があるとして、平成の代替わりにならぬ、今回もまた莫大な国費を支出し、かつ国家機関である宮内庁に関与させて、その実施を支援しました。
- (2) 本件は国費支出と国の関与それ自体の違憲性を争点とするものではありません。原告らは、大嘗祭の一

連の宗教儀式のうち本件各儀式に、京都府知事等が公人として参列し、その参列費用を公費から支出したことが、政教分離原則に反し、違憲だと主張しています。理由は次のとおりです。

- ① まず、日本国憲法は、天皇を国民統合の象徴として残す一方、「天皇から神聖不可侵性と宗教的権威を奪う」という基本的方針の下に生まれた、その事実が重要です。この意味での政教分離「原則」の下では、国家や地方公共団体、あるいはその構成員である公務員が天皇の行う宗教儀式に参列することは、その対象が悠紀田供饌の儀及び主基田供饌の儀という「天皇の神聖不可侵性と宗教的権威」に直結するものであるが故に、政教分離原則違反です。この論点については、本日提出の準備書面6でさらに詳細に論じていますので、そちらに譲ります。
- ② 次に、従来判例にならい政教分離「規定」の適用によって判断するとしても、津地鎮祭及び愛媛玉串料に関する大法廷判決の「理由」に照らせば、本件各参列も本件各支出も、とうてい「慣習化した社会的儀礼」とは言えないことは明らかです。

被告が援用するものを含め、平成の大嘗祭への公務員の参列に関するこれまでの小法廷判決はどれも、大法廷判決の理由付けに従う目的効果の判断をしていません。皇室祭祀への知事の参列等が一般人の意識において慣習化しているかどうかすら検討せず、ただ単に「社会的儀礼」だから、との一言で皇室祭祀による「天皇の神聖不可侵性と宗教的権威」を援助、助長、促進することはないと、安直に断定しているにすぎません。
- ③ 以上、弁論の更新に際して、従来の原告らの主張を超・要約いたしました。

以 上

—原告ら準備書面6—

(要 旨)

諸富健 弁護士

(天皇の宗教と政教分離原則)

2022-10/24

1 本書面は、佐々木弘通氏の論稿も踏まえながら、被告が引用する大分抜穂の儀違憲訴訟最高裁判決が目的効果論を採用して政教分離原則及び政教分離規定違反を認めなかった判断が誤りであることを指摘した上で、従来判例にはなかった「天皇の宗教と憲法の政教分離原則」をどう位置付けるかという「憲法構造的な理解」に関わる新たな視点から、天皇に関わる事柄のうち、象徴たる地位と憲法が定める国事行為を行うこと以外はすべて私的領域に属する事柄とみるべきであることについて論じ、それ故に本件各儀式に京都府知事らが参列することは政教分離原則に反し、憲法上許されないことについて詳述するものです。

2 大分抜穂の儀違憲訴訟最高裁判決は、津地鎮祭最高裁判決を引用して目的効果論を採用した上で、政教分離原則及び政教分離規定違反を否定しました。

しかし、津地鎮祭最高裁判決が、国家機構の諸活動が社会的現実と接触する場面における政教分離原則が問題となる事案だったのに対して、主基田抜穂の儀を含む一連の大嘗祭の儀式は、天皇の儀式であり、国家の統治機構の一角を占める天皇が、その私的領域において主催する宗教、すなわち「君主の宗教」の問題です。

基本的な憲法的思考である「国家」と「社会」の二元論において、「社会」とはいわゆる市民社会であり、「私」と性格づけられますが、天皇の「私」＝私的領域は、「社会」の「私」とは質的に異なります。天皇の「私」は、「社会」の側から眺めれば、「国家」の統治機構の一角を占める国家機関＝「公」的機関たる天皇が世襲身分制のものであることからその先に発生・存在する特殊な「私」なのです。

ゆえに、天皇の私的領域において行われる「君主の宗教」の問題は、国家機構の外側にあつて宗教

的色彩を帯びる社会の現実と国家が接触する場面とは異なり、市民社会の側から見れば、国家機関と紐づいて生じる特殊な「私」の内側に属する宗教儀式に国家が関わる場面なのです。したがって、「君主の宗教」の問題については、世襲君主をもたない共和制国たるアメリカ・フランスにおける政教分離法理一般とは質的に違った考察が必要となるのであり、大分抜穂の儀違憲訴訟最高裁判決が政教分離法理一般を問題とした津地鎮祭最高裁判決を引用して安直に目的効果論を採用したことは明らかに誤っています。

3 1889年に制定された大日本帝国憲法は、君主主権原理を基礎としていたことから人権保障と権力分立が制約された「外見的立憲主義」の憲法でしたが、1946年11月3日公布、1947年5月3日に施行された日本国憲法は「立憲的意味の憲法」へと質的に転換されました。ところが、「前近代的残存物」たる天皇制が象徴天皇制として存置されることになったため、「立憲的意味の憲法」たる日本国憲法の下で、象徴天皇制をどのように解釈するかが課題として残されました。

4 1945年12月15日にGHQが発した神道指令及びその内部文書である「スタッフ・スタディ」の内容から読み解くことができる象徴天皇制の下での政教分離原則は、神道を天皇から分離するのではなく、神道と国家との結合を防ぐということになります。すなわち、国家機関たる天皇が、国事行為のみを行って国政に関する権能を有しないとすることで、憲法典上に世襲の天皇制を残すことが、日本国憲法の本体をなす「立憲的意味の憲法」に対して悪影響を及ぼすことを、極小にしようとしているのです。天皇の「公」を、基本的には国事行為の遂行に限定するのが日本国憲法の立場です。ゆえに、天皇の「私」に属する天皇の宗教が、「公」へと滲み出ないように警戒を怠ってはならないのです。

神道儀式を行う皇室祭祀が宗教であることは異論を見ません。神道指令は、「社会」に属する神道について政教分離原則を求めましたが、天皇の宗教については、「社会」と別次元の問題であるため、その射程の外に置きました。その後制定された日本国憲法に象徴天皇制が存置されたことにより、「君主の宗教」問題を日本国憲法体制は抱え込むことに

なりました。すなわち、国家機関たる天皇と紐づいて生じる特殊な「私」の内部で営まれる宗教についての政教分離原則を検討しなければならないという課題が残されることになったのです。

したがって、近代的原理としての政教分離原則を「天皇の宗教」たる皇室祭祀にそのまま適用するのは不適切であり、象徴天皇制の存在を踏まえた政教分離原則の内容を検討しなければなりません。津地鎮祭最高裁判決が打ち出した目的効果論をそのまま皇室祭祀に適用することはできないのです。

象徴である天皇は国家機関として国事行為を行います。その天皇が公的領域において皇室祭祀を執り行うことになれば、それは直ちに「国家」と宗教とが結合することを意味します。まさに、「国家」そのものが宗教を執り行うことを意味するのであり、明白に政教分離原則に反することになります。したがって、国家機関たる天皇の行動には徹底的な非宗教性が求められるのです。

一方、天皇が皇室祭祀を執り行う場合には、完全な私的領域において実施されなければなりません。すなわち、皇室祭祀は「国家」の「公」やさらには「社会」に対して影響を及ぼすことのないよう、厳しくその特殊な「私」の内部に留め置かれなければなりません。皇室祭祀が「公」すなわち国家の領域で行われてはならず、したがって、公務員はいかなる意味でも皇室祭祀に関わってはなりません。他方、皇室祭祀の実施が「社会」の私人や私的団体に対しいかなる意味でも関与したり影響を及ぼしてはならず、厳しく皇室の「私」の領域に留め置かなければなりません。

こうした解釈が、象徴天皇制が存置された「立憲的意味の憲法」たる日本国憲法における皇室祭祀に関する政教分離原則の考え方であり、「憲法構造的な理解」ということになります。これは、政教分離規定の適用以前の問題であり、経済的支援であれ人的支援であれ、国家と皇室祭祀と結びつくことは日本国憲法が前提とする政教分離原則に反することになります。

5 即位の礼は皇室典範24条に規定されています。仮に即位の礼が宗教性を完全に払拭して国事行為として開催される場合には、そこに知事らが参列することは最高裁判決が言う「社会的儀礼」として合憲であると解釈できる余地も出てきます。

ところが、大嘗祭は、即位の礼とは異なり、旧皇室典範には規定があったものの、戦後制定された現行皇室典範においては削除されました。これはまさしく、天皇の公的領域については国事行為に限り、天皇の私的領域については国家の関与を完全に否定するという日本国憲法制定時における「憲法の構造的な理解」を体現したものと言えます。これは、個人の尊厳を基盤とする社会を原則とする日本国憲法下で、その立憲的側面と抵触する象徴天皇制が存置されていることから導かれる体系的解釈です。

以上のことから、知事らが即位の礼に参列すれば、天皇の即位に対する祝意目的の社会的儀礼はそれで尽くされるのであり、一連の大嘗祭儀式にまで関与・参列等することは私的領域に留めるべき天皇の宗教儀式に国家が関わることになるのであり、憲法上決して許されません。

6 以上のことから、地方公共団体の長である知事が皇室祭祀に関与することは、国家と皇室祭祀との完全な分離を要請している政教分離原則に違反するものであって、違憲違法であることは明白です。

したがって、京都府という地方公共団体の長であり、その執行機関である京都府知事とその執行を補助する京都府職員が、公費を用いて皇室祭祀である本件各儀式に参列することもまた、上述した政教分離原則に違反し、違憲違法であるといわなければなりません。

そこには、被告のいう社会的儀礼という議論が成り立ちうる余地は全く存在しないのです。

原告本人尋問の申請
をしなくっちゃ



傍聴記 そのⅠ

木戸衛一

11月7日午前11時半、京都地裁101号法廷で、京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第8回口頭弁論が開かれた。植田智彦裁判官に裁判長が交代して初めての弁論期日だった。

法廷および進行協議で植田裁判長は、司法官僚然とした前任者とはかなり異なり、丁寧で明瞭な言葉遣いをしていて、彼は1968年生まれで、全国紙のデータベースには、釧路地裁北見支部時代の2008年5月、罰金150万円に執行猶予をつける判決ミスをしてしまったこと（執行猶予は罰金50万円以下で可能とのこと）、福岡地裁小倉支部で今年1月、県立高校の部活で後遺症を負った男性に対し、福岡県が2261万円の賠償を支払うよう命じたことなどが記録されている。予断は禁物だけれど、彼の物腰には、ひょっとしたら北見での辛い経験が関わっているのかもしれない。

ともあれ、裁判長交代により法廷では、加島宏弁護士が弁論更新の意見陳述を行い、諸富健弁護士が

今回提出した準備書面の要旨を述べた。進行協議では、次回期日（2023年1月31日）を前提に、被告が年内に準備書面への反論を用意する旨述べたが、いかにも真剣味に欠ける態度であった。

原告側の承認申請は、次回期日の約2週間前、それに対する被告側の態度表明は約1週間前で合意された。裁判長は、予想される幾つかのシナリオの中で、証人を一切採用しない場合のタイムスケジュールに言及した。佐々木弘通東北大学教授、横田耕一九州大学名誉教授、高木博志京都大学教授らの新たな知見が反映されるためにも、原告席・傍聴席がもっと埋まらなければなるまい。

傍聴記 そのⅡ

盛岡晋吾

11月7日、京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第8回口頭弁論と報告会に行ってきました。

裁判長が換わっていました。新しい裁判長の植田智彦氏は珍しく声がとてもはきはきとした人でした。裁判長が換わったので、加島宏弁護士が弁論更新の要旨陳述を行いました。これまでの主張をまと

めたものです。

今回提出された準備書面6の要旨を、作成された諸富健弁護士が陳述しました。これは東北大学の佐々木弘通教授の論文を踏まえ、従来の判例になかった「天皇の宗教と憲法の政教分離原則」をどう位置付けるかという「憲法構造論的な理解」にかかわる新たな視点から、憲法が定める国事行為以外はすべて私的領域とみるべきで、それゆえ京都府知事の参列は政教分離原則に反し憲法上許されないことを詳述するものでした。

報告会で説明を聞いてなんとなくわかった気になっていましたが、うちに帰って読み直してみると、あらためて世襲身分制の天皇の宗教が公に滲みてくることのヤバさがわかりました。機会があれば友人らと学習会がしたいなと思いました。



私たちの第6準備書面に対して被告・知事側は相も変わらずこんな反論を……

被_訴第6準備書面の主張要旨

原告第6準備書面に対する反論として、12月2日付で提出された被告第6準備書面は、実質A4一枚のみで、主張の要旨は以下です。

「原告らは大嘗祭は天皇の私的な宗教儀式であり、目的効果基準によって政教分離を検討するまでもなく、一切の関わりが禁止されるべきだと主張するが、大分抜き穂の儀違憲訴訟と鹿児島県大嘗祭参列違憲訴訟の最高裁小法廷判決は、「行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為」が政教分離原則に反すると判示しており、本件参列行為も行為の目的及び効果、つまり目的効果基準によって判断すべきである。」

私たちが第5準備書面で主張した、小法廷判決は大法廷判決に反しているという主張は無視して、小法廷判決だけを引用しています。



反論になってない
のこちゃん?

トピックス・続

時代祭資金支出違憲訴訟

諸富健(弁護士)

毎年10月22日、京都三大祭の一つとされる時代祭が開催されます。この祭りは、明治維新時代から延暦時代まで8つの時代を20の行列に分けて京都御所建礼門前から平安神宮まで練り歩くというものですが、平安神宮の大祭、すなわちれっきとした宗教行事です。この運営をしているのが平安神宮の附属団体である平安講社で、20の行列を行政区などの担当区域に割り当てています。行列の一つ徳川城使上洛列は京都市下京区と南区に割り当てられているのですが、下京区の植柳学区に2020年の担当が回ってくるのが2011年に決まりました。そこで、植柳学区では時代祭準備委員会が立ち上がり、870万円の予算案を作成しました。その中で、各世帯から任意で集める積立金550万円のほか、「奉仕者・自治連合会より」として150万円が計上されていました。2020年に自治連合費が流用されるのではないかと噂を聞いたある住民（「Aさん」とします。）が当時の自治連合会長に問い合わせたところ、町内住民の協力で約530万円集まったが、不足分は連合会の事業費基金積立金を使うという回答が返ってきました。事業費基金積立金は毎年10万円積み立てられていて、2022年度の予算案では残高が320万円にのぼっています。新型コロナウイルスの感染拡大のため時代祭は2年延期となり、その間もAさんは会長に対して、特定の宗教行

事に自治連の資金を供することは信教の自由という住民個々人の基本的人権を根本から侵害するとして、自治連会費を流用しないよう繰り返し申し入れしていましたが受け入れられませんでした。3年ぶりに時代祭が開催されることが決まった今年、Aさんは法的手続きを取ることを決断しました。

2022年8月22日、自治連会費から時代祭へ資金を支出することの差し止めを求める訴訟を提起するとともに、仮処分命令の申立てをいたしました。仮処分事件については、9月中旬に2回審尋期日が開かれて和解が成立しました。和解の主な内容は、自治連がAさんの申出を真摯に受け止め、本年の時代祭行列に関係する費用を自治連から支出しないこと、及び、Aさんと自治連は、今後、学区居住者の信教の自由を侵害することのないように自治連と宗教行事との関係について必要な協議を行うことというものです。Aさんが信教の自由の保障を正面からかかげて、自治連が時代祭のための費用を支出することの禁止を求めて闘ったことに、少なからぬ学区内の住民の間にAさんの訴えに対する支持と共感が広がりました。その結果、本年の時代祭行列に関係する費用を自治連から支出することを止めることができたのであり、他の行政区にも影響を与える大きな一石を投じることができました。

仮処分では、本年の支出を差し止めることになりましたが、この担当は25年ごとに回ってくるので、今後自治連から特定の宗教行事に資金が支出されることのないよう、和解に基づく協議を進めていくことが肝要となります。そのため、本訴は取り下げることなく係属しております。第1回期日が10月20日に開かれ、12月8日に開かれた第2回期日では、和解についての協議が行われました。2023年1月23日には、進行協議期日が開催され、和解や今後の訴訟進行について協議される予定です。

被告は時代祭行列が市民のお祭りであって宗教行事ではないと強弁し、自治連からの費用支出は何ら問題ないとの姿勢を崩していません。しかし、市民が参加するお祭りであろうが、時代祭が宗教行事であることは平安神宮自身が認めていることであり（平安神宮のHPをご参照ください）、これは動かすことのできない事実です。このような宗教行事に、様々な思想信条を持つ住民の集まりである自治連がその会費を支出することは、自治会費から神社等の維持・活動のための費用支出が問題となった佐賀地判2002年4月12日（判例時報1789号113頁）や赤い羽根募金などを自治会費に上乘せ徴収したことが問題となった大阪高判2007年8月24日（判例時報1992号72頁）に照らしても、住民の信教の自由を侵害する違憲の行為であり、許されるものではないことは明白です。今後の裁判の行方には是非ご注目いただきますようお願いいたします。担当弁護士は、中島晃弁護士と当職です。

※東京の即・大通信への掲載原稿を転載させて頂きました

お知らせ

- ・戦争展・2023 プレイメント映画祭「あの戦争はなんだったのか」で同封チラシのとおり靖国関連の映画(靖国の檻/還我祖霊)その他二本を上映します。 2/26(日)ドーンセンターにて
- ・ジョン・グリーン「儀礼と権力 天皇の明治維新」(第5準備書面に加え書証として提出済み)

「儀礼と権力 天皇の明治維新」はイギリスの歴史学者ジョン・グリーンさんによる著書。儀礼が権力関係を構築する働きを有していること、天皇が祭主等として関与する祭祀などの儀礼も天皇と国民(国民)との権力関係を構築、確認するものであることを立証するもの。興味深い主張、是非講演頂く機会を持ちたいと思います。乞うご期待を！

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団

◆ 訴状・準備書面・陳述等書面は当会ホームページへ

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

◆ 引き続きサポーター募集中 個人年会費 一口 1000円

◆ 郵便振込口座番号 00980 8 35073 加入者名 靖国抗議アジア訴訟団

*領収証は省略させていただきます。振込用紙の受領証を保管ください。

別途要領収書の場合は通信欄に明記ください。



会計は自転車操業！
恐縮ながら、カンパ・会費お願〜い！！！！

京都・すきでんぬきほ主基田抜穂の儀違憲訴訟

◆◆◆第9回口頭弁論◆◆◆

2023年

1/31 (火)

開 廷 10時30分～
(30分前に正門前集合)

京都地方裁判所101号法廷
(地下鉄丸太町)



傍聴は大きな力になります！駆けつけてください。

第9回口頭弁論までには私たち原告側よりの証人申請が提出されます(学者証人として佐々木弘道さん、高木博志さん。原告証人数名は検討中です)証人の証言は大きな力です。何としても採用を取り付けたいものです。

私たちの申請を受け、裁判所の採否が検討されます。この訴訟の大切な局面です。

傍聴席を埋めましょう！

その「支出」 納得いきません！

2019年、天皇の代替わり儀式の「即位の礼・大嘗祭」が行われました。大嘗祭は、皇室典範に規定された即位の礼とちがって、私的な皇室神道の宗教儀式です。そこへ知事などの公務員が公費を使って参列するのは憲法で規定する政教分離規定に反するとして、京都の市民が京都府知事を訴えました。これまで8回の弁論が続いています。

被告の京都府知事側は、大嘗祭は宗教儀式であることを認めながら、「社会的儀礼」だとして出席することは問題ないと主張しています。

戦前、天皇が神の時代の国家神道体制を反省して誕生した日本国憲法。その憲法には厳格な政教分離規定が定められています。そもそも皇室神道に代表される国家神道との政教分離を「原則」としたのが日本国憲法です。宗教的儀式だけでも社会的儀礼であるからいいという主張は、憲法の成り立ちにかかわる政教分離原則に違反するものであり、とりわけ皇室の私的な宗教・皇室神道との関係は厳密に分離されなくてはなりません。すきでんぬきほ主基田抜穂の儀違憲訴訟では、このようなことを主張しています。引き続き皆さまの注目、支援よろしくお願ひいたします。